

# 財政健全化法に基づく松島町の「健全化判断比率等」を公表します

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が平成20年4月より一部施行され、町の財政状況を判断するために設けられた健全化判断比率等の算定及び公表が義務付けられました。

平成21年度からは、同法が完全施行となり、早期健全化基準及び財政(経営)健全化基準を超過した場合、健全化計画及び財政再生計画の策定が義務付けられています。

この法律では、財政の健全化に関する指標として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの指標を、また、公営企業については資金不足比率の指標を設けております。

それぞれの指標には基準が設けられ、「健全段階」、「財政の早期健全化」、「財政の再生」の3段階に区分されます。信号に例えれば、青色信号、黄色信号、赤色信号に区分するものです。

## 1. 平成27年度決算に基づく健全化判断比率

	松島町の健全化判断比率		早期健全化基準 (黄色信号)	財政再生基準 (赤色信号)
		参考:平成26年度		
実質赤字比率	-	-	15.00 %	20.00 %
連結実質赤字比率	-	-	20.00 %	30.00 %
実質公債費比率	9.0 %	8.9 %	25.00 %	35.00 %
将来負担比率	74.8 %	60.7 %	350.00 %	

※「-」表示は、実質赤字額がないことを表しています。

### ◆ 各指標について

	財政の健全化を判断する指標の内容	一般家庭でのイメージ
実質赤字比率	地方公共団体が、赤字か黒字かを判断する指標です。黒字であれば「-」となります。	1世帯の1年間の収入と支出の結果で、赤字か黒字かを判定します。
連結実質赤字比率	地方公共団体が、介護保険事業などの公営事業会計や水道事業などの公営企業会計を合わせて、赤字か黒字かを判断する指標です。黒字であれば「-」となります。	生計をともにする世帯(2世帯住宅等)で、1年間の収入と支出の結果で、赤字か黒字かを判定します。
実質公債費比率	地方公共団体の年間の収入に対する借入金の返済額を表す指標です。	生計をともにする世帯(2世帯住宅等)で、1年間の支出のうち住宅取得や自動車購入などの借入金があつた場合に、その返済等がどの位の割合であつたかを判定します。
将来負担比率	地方公共団体の将来支払うことになる可能性のある負担等の現時点での程度を示す指標です。	生計をともにする世帯(2世帯住宅等)で、今後の住宅取得や自動車購入などの借入金の返済見込額と、貯金の状況をもとに将来の負担がどの位の割合なのかを判定します。

## 2. 平成27年度決算に基づく資金不足比率

	資金不足比率		経営健全化基準
		参考:平成26年度	
観瀾亭等特別会計	-	-	20.00 %
下水道事業特別会計	-	-	
水道事業会計	-	-	

※「-」表示は、資金不足額がないことを表しています。

### ◆ 指標について

資金不足比率	資金不足は、地方公共団体の実質赤字に相当するもので、公営企業の資金の不足額が、事業規模に対してどの程度あるかを示すものです。資金不足がなければ「-」となります。
--------	--

### ◆ 健全化判断比率等の対象について

一般会計等	一般会計	松島区外区有財産特別会計	↑ 実質赤字比率	↑ 連結実質赤字比率	↑ 実質公債費比率	↑ 将来負担比率	↑ 資金不足比率	
	一般会計等に属する会計							
公営事業会計	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計	国民健康保険特別会計						
		後期高齢者医療特別会計						
		介護保険特別会計						
		介護サービス事業特別会計						
	公営企業	法適用企業	水道事業会計					
		法非適用企業	観瀾亭等特別会計					
	下水道事業特別会計							
一部事務組合								
宮城東部衛生処理組合・塩釜地区消防事務組合等								

※ 地方公社・第3セクターにつきましては、松島町は該当ありません。

以上の指標より、平成27年度の健全化判断比率、公営企業における資金不足比率は、健全化法の基準に基づけば、平成26年度に引き続き、松島町は「健全」となっております。